

教育問題や 市町村合併など 活発に議論



平成十四年第三回定例会は、九月十一日から十月八日まで、二十八日間の日程で開催されました。今回の定例会では、「平成十四年度三重県一般会計補正予算(第二号)」ほか二十七件の議案が審議されました。

十一日の開会日には、知事から上程された議案の提案説明が行われました。十八日には、各党派の代表三人による質問が行われるとともに、二十日、二十五日、二十七日には各議員からの一般質問が行われ、十五人の議員が質問に立ちました。

十月一日、二日、三日には常任委員会が開催され、議案と請願の審査が行われました。また、四日には、新産業(IT・環境産業等)創造調査特別委員会が開催されました。

閉会日の八日には、上程された議案が原案どおり可決され、また、請願三件を採択するとともに、収用委員会委員の人事関係議案に同意しました。さらに、意見書案五件を原案どおり可決し、閉会しました。

代表質問

新政みえ

知事の仲介を

地方分権の推進と市町村合併

大平 誠 議員
(松阪市・飯南郡選出)

問

いわゆる地方分権一括法の施行で、国と地方は建前では対等になりましたが、国が地方に関与し、支配する実態は変わっていません。教育、農政をはじめ、長良川河口堰に代表されるように、様々な公共事業でも全国一律の規格が押し付けられ、三重県独自のものがありません。幸い、知事が中心となり、中央集権的な国家を地方分権型社会に変えようとする「地方分権研究会」が発足し、大いに期待しているところですが、地方の時代を三重県から全国発信できる新しい分権自治について、知事の処方箋をお伺いします。

また、市町村合併について各地で議論が展開されていますが、その枠組みをめぐって、市町村間のおつきや、首長と議員、住民との感情問題など、様々な問題が残っています。合併は目的ではなく手段であり、自分たちの町は自分たちでつくるという将来を見据えた夢を持っていたきたいと考えますが、県下の状況を見ますと、むなしさや無力さを感じます。そこで、知事が合併の理想像を示し、また仲介役を果たすべきと考えますが、所見をお聞かせください。

答

県がめざす分権型社会は、地域で生活するすべての主体が、自己責任をもって行動し、自己

実現や社会貢献ができる社会です。そのためには、地方が連携して問題提起や情報発信を行う必要があり、「地方分権研究会」は、自治体の立場で問題点を分析し、政策提言を実践、検証するものです。各県とともに研究会を立ち上げ、情報発信を行っており、本県も真の地方分権社会の実現に向けて努力していきます。

市町村合併は、市町村や地域住民が主体的に取り組み、自ら地域の将来像を描く姿勢こそが重要です。地方分権時代における自治体は、自らの選択と責任のもとで新しい行政課題に対応した地域づくりを行わなければなりません。そのため、市町村の行財政能力の強化は避けて通れない課題です。県としても市町村とともに積極的に取り組んでいきます。

- その他の質問事項
- ・ 防災対策
- ・ 監査制度の機能強化

他

自由民主党議員団

北川県政八年間を問う

知事の政治手法

水谷 俊郎 議員
(員弁郡選出)

問

北川県政八年間を総括すると、評価できる光の部分がある一方、影の部分も存在しています。知事の政治手法に関連して、本県に県民・市民が主役になっているのかという観点から質問します。まず、廃棄物処理センターについて、今年十二月から稼働する予定ですが、地域にはまだ反対の声が根強くあるなど、住民との合意形成が十分でないと言わざるを得ません。今

こそ、知事が関係住民と向かい合い、直接対話すべきと思いますが、お考えをお聞きます。この廃棄物処理センターについて、何年も積み上げてきたものなので進まないという趣旨の知事発言が新聞報道されました。その一方で、実施を断念した紀南交流拠点事業について、熊野市長は、何年も積み上げてきた梯子を県が外した旨のコメントをされています。この政治手法の矛盾について、知事はどのように説明責任を果たされるのか、お伺いします。

答

廃棄物処理センターについては、それぞれの段階で、自治会をはじめ、様々な方と話し合い、判断してきた経緯を尊重すべきと考えます。稼働による安全性の確保や、環境保全に万全を期した運営管理をしていくことが重要であり、今後、稼働にかかる情報を公開して、住民のみならずから信頼が得られるよう努めていきます。

紀南交流拠点事業は、PFI法に基づき公募を行いました。応募された事業計画が募集要項の事業継続性の原則を満たさなかったため、実施を断念せざるを得なくなりました。廃棄物処理センターとは異なり、様々な点で、法律基準に至らないと判断しました。しかし、地元の期待が大きく、過疎・高齢化が進む紀南地域の活性化は、大きな課題であるため、地域住民、学識経験者等で構成する紀南地域活性化を検討する委員会を設置し、新たな振興策を検討しています。

- その他の質問事項
- ・当面する諸課題
- ・北川商店の目玉商品

新制度の情報提供を
福祉施策の展開

杉之内 昭二 議員
(四日市市選出)

問

平成十二年に社会福祉事業法等の改正が行われ、社会福祉事業や社会福祉法人などの共通基準制度が大きく変わりました。平成十五年からは、障害者福祉の分野で、福祉サービスの利用のしくみが行政による措置制度から、利用者がサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約、利用するという支援費制度に転換します。そのような中で、利用者には、事業者のサービスの特徴や質を比較でき、かつ信頼できる情報が必要となります。そこで、第三者機関による専門的かつ客観的な評価の仕組みについて、県の支援や積極的な導入策を求めますが、その取組についてお聞きます。

また、障害者福祉サービスについては、支援費制度への移行に加えて、知的障害者に関する業務が県から町村へ移管されます。町村にとっては、今まで行ったことのない知的障害者に関する仕事とともに、支援費制度への対応を同時に行う必要が出てきます。そこで、現時点での市町村の準備状況や県民に対する情報提供についてお聞きます。

答

福祉サービスの第三者評価制度は、事業者のサービス向上、利用者本位のサービスを提供するために重要です。評価を受ける事業者にとっては改善点に対する取組の目標ができて、評価の過程でその問題が共有化されます。このため、制度の早急な確立が望まれます。このため、評価制度の導入・支援についての準備を進め、制度定着に向けて

関係者の取組を支援しています。障害者福祉サービスの制度改正については、市町村、事業者に対する説明会等を行い、ケアマネジメント従業者の養成に努めてきました。さらに、知的障害者福祉に関する権限の移譲を含め、全市町村の職員に障害程度の区分や支援費等の研修を実施し、十月から始まる支援費の申請に向け、パンフレット作成や出前トーク、インターネット等による情報の提供に努めています。

- その他の質問事項
- ・県政運営の基本的な指針
- ・今後の財政見直し

他

一般質問

医療廃棄物の適正管理を

廃棄物の不法投棄・不法放置

岡部 栄樹 議員
無所属・MIE (津市選出)

問

産業廃棄物の不法投棄や不法放置等、悪質業者による違法行為が後を断ちません。最も心配されているのが、人体に直接触れる注射針、手術に使用したシーツなどの医療特別管理産業廃棄物です。また、点滴用医療品をはじめとする事業系産業廃棄物とともに、一般廃棄物の中にも紙オムツや残飯類など、感染症の原因となるものもあり、最近では院内感染の原因のひとつにこうした廃棄物の管理体制の不備が指摘されています。そこで、医療廃棄物や感染性が疑われる一般廃棄物について、県が条例を設け、直接処

分すべきと考えますが、所見をお聞きます。また、県内の「医療産業廃棄物」許可業者数をお聞きます。

答

現在、医療廃棄物のうち、感染力のある廃棄物を処理できる許可業者は、収集運搬業者が百十四社、処分業者が十一社あり、県内の感染力廃棄物の処理体制は、民間事業者により整備されていると考えています。県は、業者へ立入検査を行い、廃棄物の移動を確認するマニフェスト制度の徹底を指導し、医療機関には、国が定めた「感染力廃棄物処理マニュアル」の徹底実施の周知を図っていますが、さらに、不適正処理をした場合、廃棄物処理法に基づいて厳正に対処していきます。このため、県が関与する条例ではなく、現在の民間による処理体制を、引き続き行いたいと考えています。

- その他の質問事項
 - ・適応指導教室
 - ・フェスピック大会出場に係る職務専念義務の免除
- 他



3 覆土で覆い隠された不法投棄現場